



市議会議員
砂田喜昭
Tel 67-4322



衆議院議員
藤野保史

参議院議員
たけだ良介

参議院議員
井上哲士

衆議院議員
笠井あきら

新型コロナウイルス感染症対策を具体化

新型コロナウイルス感染症対策のために、5月臨時市議会が1日に開かれ、ひとり10万円の特別定額給付金支給のための予算などが議決されました。なお、急ぎよ15日にも新たな補正予算に関して臨時議会が開かれることになりましたが、その内容は次週号にてお知らせします。

5月臨時市議会

10万円の特別給付金

「つもらえるのか」、早く出して欲しい」などの声が寄せられています。市はこの声に応えて作業を急いでおり、郵便による申請は、21日に申請書発送、22日から受付、第1回支給が6月9日です。オンライン(電子申請)による第1回支給決定世帯は113世帯で5月19日支給です。

4月27日現在、住民基本台帳に記載されている住民(外国人も含む)に対して、ひとり10万円を支給します。その世帯の人数分をまとめて世帯主の口座に振り込みます。市はこのために30億円の予算を計上しましたが、財源はすべて国費です。

小矢部市の申請方法には郵送とオンラインの二通りあります。

☆市のホームページより

市が各世帯へ申請書を郵送しますので、内容を確認し、必要事項を記入の上、左記の方法で申請してください。

1. 同封の返信用封筒を利用し、郵送による提出

2. オンライン申請(マイナンバーカードを持っている方のみ)

※感染拡大防止の観点から、郵送又はオンラインによる申請にご協力ください。やむを得ない事情がある場合は、市役所窓口(企画政策課)での申請を受け付けます。



配偶者からの暴力を理由に小矢部市に避難している方にも支給

臨時議会で砂田市議は、DVなどで避難している人はどうなるのか質しました。配偶者からの暴力を恐れ、住民票を移すことができない方です。

☆今からでも申し出てください

当然そのような方にも支給されますが、市は該当する方は4月30日までに申し出てもらうことになっていたと答えました。臨時議会の日にはその期日が過ぎていましたが、市はそれ以降でも申し出を受けることを確認しました。



もとの住民票所在地にあるその配偶者世帯に10万円が支払われてしまった後でも、避難してきた人には支払います。もとの所在地ではその世帯主に返還を求めることになります。(相談窓口 市企画政策課 67-11760)

コロナに感染した国保加入者(被用者)にも傷病手当

国民健康保険条例の一部改正によって、国保加入者で給与をもらっている人が、コロナに感染して休んだ場合に、傷病手当が出されることになりました。

支給日数は、働けなくなった日から3日を経過した日のあと、働く予定をしていた日数(働けなくなった日数から3日を引いた日数)です。

支給額は直近の3ヶ月間の平均日額給与の3分2です。

適用期間は今年1月1日まで遡って適用されます。

後期高齢者医療の方(75歳以上)も給与をもらっている人は対象になります。

現在のところ、被用者に限られています。個人事業主やフリーランスにも拡大することが求められています。

持続化給付金 売上げ50%以上減少している事業者

売上げ激減の事業者に最大100万円(個人)か、200万円(法人)の給付金(1回限り)が支給されます。

これは経済産業省の制度ですが、受付は電子申請のみです。

インターネットもないし、電子申請なんてできない。こんな相談を受けた砂田市議はさっそく市に働きかけました。市でも何件も同じような相談を受けていて、小矢部市商工会に協力を要請しました。市商工会ではその相談に乗るだけでなく、電子申請の手伝いもすることになりました。



☆高岡民主商工会でも電子申請を手伝う

高岡民主商工会でも、会員以外からも相談を受けています。まずは電話してみてください。

高岡民主商工会

電話 2151523
住所 高岡市あわら町7-48

上下水道料金の猶予

支払いの猶予であり、減免ではありません。新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金のお支払いが困難な方が対象です。相談は小矢部市上下水道課(67-11760)まで。